

## 令和3年度第7回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和4年(2022年)1月13日(木) 13:30～17:00

2 場 所 長野県庁議会棟 第1特別会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書について(第1回審議)

(2) 諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書について(第5回審議)

(3) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

井 田 秀 行

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

北 原 曜

陸 齊

佐々木 邦 博

鈴 木 啓 助

高 木 直 樹

富 樫 均

中 村 寛 志

山 室 真 澄 (委員長職務代理者(副))

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

中 村 雅 彦

野見山 哲 生

6 その他

井田委員、梅崎委員、大窪委員、北原委員、陸委員、佐々木委員、鈴木委員、高木委員及び山室委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

ただいまから、令和3年度第7回長野県環境影響評価技術委員会を開催します。  
私は、技術委員会事務局の伊東と申します。よろしくお願いいたします。  
本日の委員会開催に当たりまして、あらかじめお願い申し上げます。現時点で傍聴の方はいらっしゃいませんが、お見えになられた際には、審議に支障がないよう事務局の指示に従っていただくようお願いしてまいります。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。  
議事に入ります前に、本日の欠席委員を御報告いたします。中村雅彦委員及び野見山委員からは、都合により欠席する旨の御連絡を頂いております。また、井田委員からは、都合により15時前に途中退席する旨の御連絡を頂いております。  
ウェブ会議システムを利用して御参加されているのは、井田委員、梅崎委員、大窪委員、北原委員、陸委員、佐々木委員、鈴木委員、高木委員、山室委員の9名で、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しております。  
以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいておりますので、本委員会が成立していることを御報告申し上げます。  
これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。  
また、ウェブ参加の皆様は、御発言いただく時以外は音声をミュートにしてくださいようお願いいたします。音声聞き取り難いなど審議に支障がございましたら、その旨御発言いただくか事務局までチャットでお申しつけください。よろしいでしょうか。  
それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いします。

片谷委員長

委員の皆様方、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。  
県庁の辺りはだいぶ雪が強くなってきましたが、大雪にならないうちに会議が終了するように進行したいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。  
はじめに、本日の会議予定と配布資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

事務局から、本日の会議予定及びお手元の資料について説明させていただきます。  
まず、会議の予定ですが、次第に記載のとおり、議事(1)として、松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書について、議事(2)として、諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書についての審議をお願いします。  
本日の審議事項は以上の2項目であり、その他の議事を含めて概ね17時を目途に会議を終了いただきたいと思います。  
本日の会議資料は次第に記載のとおりです。  
資料1は「松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価の配慮書について」で、本日はこの資料をもとに事業の概要が説明される予定です。会場の委員のお手元には配慮書と配慮書の要約書も用意してございます。オンライン参加の皆様は、過日送付した配慮書等の電子データを適宜御参照ください。  
本事業につきましては、環境影響評価手続の実施主体である松塩地区広域施設組合から、条例対象事業として計画段階環境配慮書の提出があり、年明けの1月5日から2月4日までの1カ月間、県の関係機関、松塩地区広域施設組合、松本市など同組合の構成自治体の計8カ所で縦覧に供し、同時に県のホームページにも掲載し、随時、御覧いただけるようにしております。  
また、住民の皆様などからの配慮書に対する環境保全の見地からの御意見については、同じく2月4日までの間に事業者あて提出いただくこととなっております。  
配慮書に対する知事意見は、事業者から住民意見の写しの送付があってから60日以

内と期間が短いので、配慮書の審議は、今回と次回の計2回の技術委員会を予定しております。適宜電子メール等により情報交換等いただきながら、技術委員会意見のとりまとめを行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

資料2は、諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書について、昨年12月の審議の際に頂戴した御意見及び追加の御意見に対する都市計画決定権者の見解をまとめたもので、補足資料として資料2-1から資料2-3が用意されております。また、委員の皆様には、仮に資料2の見解どおり記載の追加等を行った場合の、準備書の記載と修正後の記載案を比較したペーパーを別途配付しております。

また、本日の審議事項に関する資料とは別に資料3を用意しております、議事(3)その他の中で報告させていただく予定としています。

最後に、本日の議事の審議方法についてですが、希少野生動植物の個別生息生育場所やそれらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いしたいと思います。非公開審議の必要性は、委員及び委員長の判断により御指示いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

今御説明いただいた内容について、御質問等はありませんでしょうか。

いつもと同様ですが、非公開審議はなるべく少なくするという方針で運営してきていますので、非公開とすべき内容の手前までは公開で審議するという方針で進めたいと思います。よろしくお願いたします。

では、議事(1)に進むことにします。「松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書」の審議です。

資料1につきまして、事業者から説明していただきます。

事業者の皆様方、御多忙の中環境影響評価技術委員会においでいただきありがとうございます。これから御説明いただきますが、今回は初回ですので、代表の方から御挨拶いただき、御出席の皆様を簡単に御紹介いただいてから、資料の説明に入ってくださいようお願いたします。

事業者  
百瀬  
(松塩地区広域  
施設組合)

長野県環境影響評価技術委員会の皆様におかれましては、松塩地区広域施設組合新ごみ処理施設整備に係ります計画段階環境配慮書につきまして御審議いただきますこと、誠にありがとうございます。

私は、松塩地区広域施設組合事務局長の百瀬今朝和と申します。よろしくお願いたします。

私どもの施設は、前身の松本西部広域施設組合が平成11年に稼動し、その後市町村合併を経て、平成24年度から松塩地区広域施設組合として現在に至っております。

稼動から23年目を迎え、地元の皆様の御協力を得ながら、今後新たな価値を創造する新時代のごみ処理施設を目指して、新ごみ処理施設整備計画を進めているところで

す。本日は、出席者として、組合職員5名のほか、配慮書作成業務の委託先であります株式会社環境技術センターの担当2名も出席させていただいております。

このあと御説明をします計画段階環境配慮書につきまして、委員の皆様から御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ですが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

事業者  
山本

施設1課長の山本利明です。これから説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

私から、配慮書第1章にあります事業計画の概要のうち、事業実施に至る経過や目的、必要性について、事業者である松塩地区広域施設組合としての基本的な考え方につきまして御説明いたします。

配慮書では1-1ページから1-10ページ、資料1では3ページから15ページです。資料1のそれぞれのページの右上に数字が入っていますが、これが配慮書のページになります。

それでは、資料1の2ページの目次のあと、3ページから説明していきたいと思えます。

まず、「1. 事業計画概要」です。4ページをお願いいたします。

事業名称は、松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備です。

事業者の名称は、松塩地区広域施設組合です。松本市、塩尻市、山形村及び朝日村の一般廃棄物の処理を行っています。本組合の構成人口は、約318,000人です。

事業の種類は、廃棄物処理施設(ごみ処理施設等)の建設です。現在、管理運営を行っている松本クリーンセンターに替わる施設ですが、第1種事業に該当する予定の施設です。

5ページをお願いいたします。現施設は、可燃ごみ処理施設と、リサイクル施設として、破碎・可燃性粗大の処理施設であるリサイクルプラザ及び容器包装プラスチックリサイクル施設が併設されています。

現施設の位置は、5ページ及び配慮書1-2ページの図1.4.1になります。また、関連施設として、現施設の西側の道路を挟んだ場所に、松本市が運営主体の松本市リサイクルセンターがあります。

6ページをお願いいたします。「1.4.1 現有施設の概要」ですが、約49,700㎡の敷地面積の中にあり、可燃ごみ処理施設は24時間で150トンの処理ができるストーカ炉が3炉あり、合計で日量450トンの処理能力です。

ボイラーや蒸気タービンによる発電を行い、場内や管理棟への給湯、冷暖房のほか、ラーラ松本という温水プール施設での余熱利用を行っており、そのほか余った電力を売電しています。そのほかのリサイクルプラザ、容器包装プラスチックリサイクル処理施設、隣接する松本市のリサイクル施設の概要は表のとおりです。

7ページをお願いいたします。「1.4.2 事業の目的、必要性」です。現焼却施設は、平成11年4月の供用開始から22年が経過していて、各設備の老朽化が進んだことから、平成26年度から平成29年度にかけて、基幹改良事業を実施いたしました。これにより、改良工事完了から10年程度の安定稼働が可能となりましたが、それ以降は補修費の増加等が想定されています。

また、地元との協定により、稼働期間を30年としているため、令和10年度末には供用を満了する予定となっています。

このような状況を踏まえ、本組合では、現焼却施設に替わる新しいごみ処理施設の整備を目的とした事業を実施することといたしました。

8ページをお願いいたします。計画施設の整備と同時に、リサイクルプラザと容器包装プラスチックリサイクル施設についても更新を行うか検討しています。現時点では未定で、今後策定する新ごみ処理施設基本計画の中で方針を決める予定です。

また、松本市リサイクルセンターについても、本整備事業と一体で更新するか等について検討を行い、基本計画の中で方針を決める予定です。

9ページをお願いいたします。建設候補地の適地選定です。本組合では、平成30年度から、計画施設の整備に向けて構成市村全域を対象として建設候補地の適地選定を進めてきました。建設候補地については、地元ありきではないという考え方で選んでほしいという地元の強い意向もありました。

令和元年度に組合版ネガティブマップの作成、それを基にした適地一次選定を完了し、令和2年度、適地二次選定をコンサルタント2社別々に実施し、その結果、どちらのコンサルからも、現施設の敷地内及びその周辺に計画施設を建設することが最適

であるとの結果を得ました。この結果をもって、組合として最優先候補地として組合議会で報告し、その後、地元町会及び地元町会連合会と協議し、島内地区で説明会を開催いたしました。

その後、地元町会の総会でも了承され、令和3年1月に地元町会及び町会連合会と覚書を結び、現施設の敷地内及びその周辺敷地が建設候補地となりました。

建設候補地の適地選定の概要は、9ページの図及び配慮書1-4ページの図1.5.1に示すとおりです。なお、この建設候補地の適地選定の中で、環境保全の観点からの比較も行っており、その検討結果は、配慮書の表1.5.1及び表1.5.2に示すとおりです。

資料1の10ページをお願いいたします。「1.6.1 施設整備の基本方針」です。令和3年度に入り、地元住民や有識者等で構成する基本構想検討委員会を設置し、主に施設整備の基本方針と処理方式の検討を行い、9月末に、検討委員会から組合管理者に対し、新ごみ処理施設基本構想についての提言を行っていただきました。

その提言を基に基本構想案を作成し、10月に組合議会で協議いただいたのち、現在パブリックコメントを実施しており、2月の組合議会での承認をもって策定の予定です。

その基本構想において、計画施設の整備に係る基本方針を定めました。基本方針は次のとおりです。「新たな価値を創出する新時代のごみ処理施設を目指して」ということを大項目としています。基本方針として三つあり、基本方針1が「安心・安全な施設」、基本方針2が「環境に配慮した施設」、基本方針3が「地域に価値を創出する施設」。そのほかの詳細につきましては、配慮書1-6ページを御覧ください。

11ページをお願いいたします。事業の計画地、対象事業実施想定区域ですが、梓川と奈良井川に挟まれた南側の土地です。

12ページをお願いいたします。もう少し拡大した図ですが、松本クリーンセンターが点線で示された部分です。また、計画想定区域ですが、外側を黒い実線で囲われた区域です。松本クリーンセンターの周辺ということで、北側と南側に平瀬運動公園、南側の平瀬運動公園の南側に平瀬緑地、西側にいきまして、南からラーラ松本、食肉工場、松本リサイクルセンターがあります。

13ページをお願いいたします。「1.6.3 施設整備の概要」です。施設整備について、現時点で決定していることは、焼却施設を建設することと、概ねの必要面積約4haということです。焼却施設の規模は、現時点では未定ですが、ごみ処理量の現状から、現焼却施設と同規模の450トン/日以下となる見通しです。同じく未定部分である破碎処理施設などのリサイクル施設を含めた施設整備の概要は、13ページの表に示すとおりです。

なお、焼却施設の処理方式につきましては、基本構想案の中で処理方式はストーカ式を選定しており、今後組合議会で承認されれば、ストーカ式を基本として事業を進める予定です。それ以外の灰溶融施設の有無、リサイクル施設の整備については、今後策定する基本計画の中で方針を決める予定です。

14ページをお願いいたします。事業実施想定区域内のそのほかの施設についてですが、本組合で運営する余熱利用施設のラーラ松本は、屋内温水プールのほか、浴室、トレーニングジム、屋内テニスコートがあり、地元島内地区の皆さんのみならず、構成市村や海のない長野県民にも利用され、撮影ロケ地としても全国的にも有名になりました。環境教育の場としてはもちろん、通年利用できる施設として、今後も継続の予定です。

そのほかの施設として野球場、運動公園、ゲートボール場があります。松本市の施設として、前述したリサイクルセンターがあり、ペットボトルやびん、缶等のリサイクルを行っています。今後につきましては、基本計画の中で検討していきます。

15ページをお願いいたします。「1.6.4 実施予定期間」です。今年度は基本構想の策定、配慮書を策定し、来年度は基本計画、方法書の策定を予定しております。供用開始は、令和11年度を予定しております。詳細なロードマップにつきましては、基本計

コンサルタント  
味澤  
(株式会社環境  
技術センター)

画の中で決定していきたいと考えており、環境影響評価が終了後、実施設計及び建設工事に着手する予定です。それは令和7年度からの予定としています。

以上、事業実施に至る経過や必要性、目的について、事業者である松塩地区広域施設組合としての基本的な考え方につきまして御説明しました。配慮書の内容につきましては、業務の委託先であります株式会社環境技術センターから御説明いたします。

株式会社環境技術センターの味澤と申します。よろしくお願いたします。

資料1の16ページを御覧ください。「1.7.2 (1) 複数案の設定方針」についてお話ししたいと思います。

まず、項目ですが、配置する工作物の種類、工作物の形状・大きさについては、先ほどの御説明にありましたように、配置する工作物の種類が未定で、特に破碎処理施設、容器包装プラスチック圧縮梱包施設といったものが一緒に造られるかどうかは決定しておらず、さらにその建屋についても、別棟か合棟かが決まっていないう状況です。また、建屋の形状や大きさが未定ですので、現焼却施設の形状や大きさを参考に、単一案で案を設定しています。

それから3番目の工作物の配置ですが、現段階で、候補地の適地とした範囲の中での具体的な配置案は決まっておりません。とはいえ、範囲内に建てることは確実ですので、複数案としまして、実現可能性のある最も離れた位置に複数案を設定する方向で進めました。

平たく言いますと、敷地の端に寄せたかたちで複数案を設定して、その間の位置になる場合には、環境影響についてもその中間的な影響があるだろうという考え方に沿って進めています。

また、煙突位置も未定ですので、それぞれの案について、敷地境界に近い方の位置に煙突を配置する案としております。煙突の高さは、59.5mで確定しています。

資料1の17ページを御覧ください。「1.7.2 (2) 計画施設の形状と大きさ」です。図示したような現在の焼却施設を簡略化してモデル化した形状として設定しています。

資料1の18ページを御覧ください。「1.7.2 (3) 複数案の場所の設定」です。①南側案、②北側案、③西側案、この三つを設定いたしました。

①南側案を見ていただきますと、事業実施想定区域の一番南に寄せたかたちになっております。煙突位置はその南側に配置しているというかたちです。②の北側案は、敷地の一番北の端、煙突は北の方向で設定しています。③は西側案で、煙突の位置も西側に寄せたかたちになっています。

18ページの図面を見ていただきますと、敷地の一番南は、この下の端の角になっております。先ほどお話のありましたラーラ松本、今の焼却施設の余熱利用施設になりますが、これは新しい施設でも活用するという方針ですので、ラーラ松本の範囲を除いた一番西側となりますと、今の③の位置になるというかたちで3案を設定したところとります。

資料1の19ページを御覧ください。それぞれの案の現状の写真を載せていますので、御覧いただければと思います。

資料1の20ページに参ります。「1.7.3 施設の計画」です。現施設と同等の施設として想定した焼却施設の概要をこちらの表にお示ししています。表の下にいただきますと、左から3列目に「自己規制値 [協定値]」とありますが、これが現焼却施設の地元と協定を結んだ自己規制値になっています。排ガス排出濃度の自己規制値です。これに対して、一番右の列を御覧いただきますと、今の焼却施設と同規模という想定をしますと、かかってくる排ガスの汚染物質濃度の法規制値は、お示した数字のとおりとなります。

続いて、「2. 地域の概況」については、説明を省略させていただきます。

「3. 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法選定」についてお話をいたします。

資料1の23ページを御覧ください。こちらに計画段階配慮事項の選定の表をお示ししています。

まず、工事による影響につきまして、配慮書段階で扱う重大な影響を受ける恐れのある環境要素はないものと判断しました。存在・供用による影響につきましては、まず、建築物・工作物の存在につきまして、景観への影響が懸念されると設定しています。それから、焼却施設の稼働につきましては、大気質について選定しました。

資料1の24ページを御覧ください。大気質は、環境基準が設定されている物質につきまして、複数案について煙突排ガスの排出の大気質への影響を、拡散モデルにより定量的に予測することといたしました。理由としましては、焼却施設の稼働による煙突排ガスの排出の影響が要因になると考えているからです。

それから、景観につきましては、複数案について、建築物・工作物の存在による景観への影響を、フォトモンタージュにより視覚的に予測することといたしました。

次に、「4. 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果」についてお話しいたします。

資料1の26ページを御覧ください。まず、「4.1 大気質」についてです。現況調査として、既存文献調査をしました。お示しの図にありますように、今まで松本クリーンセンター周辺では、何年にもわたって大気質の調査が行われてきております。お示した図面の赤い四角が松塩地区広域施設組合が実施した調査、緑の三角が安曇野市による大気質の調査、青い丸が長野県の常時監視地点ということで、現施設の周辺でこれだけの調査が行われているということであり、その結果、過去5年間について、環境基準等を超過した項目はありませんでした。現施設の影響は、今のところ見られていないということが言えると思います。

資料1の27ページを御覧ください。大気質の拡散予測に当たりまして、設定した条件をこちらにお示ししております。煙突排ガスの諸元につきましては、現焼却施設を参考に設定しています。ガス量と温度につきましては、現焼却施設の令和2年度の測定値の平均値を用いています。大気汚染物質の排出濃度につきましては、先ほどお話ししました現焼却施設の自己規制値、地元との協定値を基に設定をしています。稼働日数につきましては、現焼却施設の過去5年間の平均稼働日数を取って設定しています。設定値の内容は、下の表のとおりです。

気象条件は、風向、日射量、雲量を既存資料により設定しています。

バックグラウンド濃度につきましては、県が実施している一般局の松本局の測定結果、令和元年度の年平均値を基に設定しています。

大気の拡散予測をした結果をお話しします。最大着地濃度地点における予測結果を、28ページの一覧表にお示ししています。

南側案、北側案、西側案と縦に並べてですが、一番上の南側案を御説明いたしますと、二酸化硫黄につきまして、アンダーバーの示す日平均予測濃度と、一番右の列の環境基準を比較していただければと思います。日平均予測濃度0.006ppmに対して、環境基準が0.04以下ですので、環境基準を十分クリアする結果となっています。同様に二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類につきましても、それぞれ環境基準を十分クリアする結果となっています。

北側案と西側案についても、結果の数字を御覧いただければお分かりになりますように、ほとんど南側案と濃度は変わらない結果となっていて、いずれの案につきましても、大気質は十分環境基準をクリアする結果となりました。

資料1の29ページを御覧ください。最大着地濃度地点についての濃度は今お話ししましたが、最大着地濃度地点の場所について、こちらの図にお示ししています。南側から、①南側案、③西側案、②北側案の最大着地濃度地点が、東側の丘陵の山腹の中腹の山林に出ているというかたちです。濃度的には最大になりますが、いずれも濃度は低いということが分かります。

資料1の30ページを御覧ください。大気質に対する環境保全措置です。法で定めら

れた規制値よりも厳しい自己規制値を設定すること、排出ガス濃度を監視すること、バグフィルタ等の適切な排ガス処理を実施すること、定期的な点検で適正な状態で施設を稼働すること、こういったそれぞれの低減対策により低減できるものと考えています。いずれの案でも、大気質に関する重大な影響は生じないものと考えます。

資料1の31ページを御覧ください。続いて、「4.2 景観」についてお話しいたします。まず、現況調査としまして、現地調査と既存文献調査を行いました。図面を見ていただきますと、調査地点として現地調査の写真撮影を行った場所といたしまして、No. 1からNo. 5の場所をお示ししています。

No. 1の島内下田地区は一番北、No. 2の犬飼新田地区が一番南、No. 3のアルプス大橋西側が西側、No. 4が対象事業実施想定区域東側の平瀬川東の集落の中、No. 5が対象事業実施想定区域南側の平瀬川西の集落の中ということで設定し、現況の写真を撮りました。

なお、眺望地点といたしまして、城山公園、アルプス公園、青年の家周辺の展望台など、この敷地の東側の丘陵にいくつか人の集まる眺望地点があります。そこで確認したところ、いずれの場所からも見えないか、今の施設は見下ろしになりますので、景観上は目立つことはないということを確認しています。

また、人の集まる場所としてラーラ松本があります。温水プールですとか温浴施設がありますので多くの人が集まりますが、建屋内からの眺望は、北アルプス方向、北西側がメインになり、施設の方角はほとんど見えないということを確認しています。

続いて、資料1の32ページには、設定した施設の立面図をお示ししてあります。先ほど見ていただいた図と同じです。

予測の結果に移ります。33ページを御覧ください。No. 1の島内下田の予測結果を並べています。北北東の方向の約1.2kmからの眺めになります。左上に現況の写真をお示ししており、南側案、北側案、西側案と並べてます。南側案を見ていただきますと、今の施設より距離が離れるため、少し見えにくくなっています。対して北側案につきましては、No. 1の島内下田に近づくため、施設の面積が大きく見える結果となっています。③西側案につきましては、設定でいくと施設の長手方向が横から見えるようになりますので、見え方がまた変わるとい形になります。

資料1の34ページを御覧ください。No. 2の犬飼新田、南南東の方向の1.9kmからの眺めになります。現況でも小さく現施設が見えているだけですが、①南側案では少し近づきますので、少し大きく見えるのですが、場所が少し移動するので、さほど目立たない状況になると思われます。②北側案につきましては、ほとんど見えない状況になると予測されます。③西側案については、位置が変わりますが、やはりあまり目立たないということになるかと思えます。

35ページに参ります。No. 3のアルプス大橋西側、西南西0.6kmの位置からの予測になります。川に面したオープンなスペースですので、現況の施設も大きく見えておりますけれども、①南側案では、南に寄って、場所は変わりますが、今の施設と似たような見え方になると考えます。②北側案につきましては、やはり今の施設より北に動きますので、少し遠くなり、少し小さく見える形になります。③西側案につきましては、この予測地点には近づきますので、見える面積はやや大きくなるということになります。

資料1の36ページを御覧ください。No. 4の平瀬川東の地点です。南東の方向0.35kmの位置になります。こちらは1枚の写真に3案の予測場所が入りきらないもの donc、現況写真を2枚に分けて撮影しております。①南側案につきましては、今の施設より西側に動きまして、この状況ですと、手前の河畔林に隠れるかたちになります。当然落葉期にはもう少し下まで見えることになろうかと思えます。②北側案につきましては、だいぶ北に移動し、建屋の壁面も見えるという予測になっています。③西側案につきましては、今の施設より若干奥へ移動するかたちになります。

資料1の37ページを御覧ください。No. 5の平瀬川西、南方向約0.45kmの位置になり

ます。現況では、木に隠れて現施設の煙突の上部が見えているかたちになりますが、①南側案ですと予測地点に近づきますので、施設のかなりの部分、壁面と煙突が高く見える状況になると予測されます。②北側案につきましては、ほとんど見えない状況になると予測されます。③西側案につきましては、施設の長手方向が横に見える予測となっています。

資料1の38ページを御覧ください。景観の環境保全措置についてです。敷地の緑化によって周辺環境との調和を図る低減策、それから建物の形状や色調を検討し、周辺との調和を図る低減策が、それぞれの案に適用可能と考えます。また、南側案につきましては、できる限り場所を南端から離して北側に寄せることによって、見え方の配慮、低減の配慮ができると考えています。

「7. 総合評価」に移ります。資料の40ページを御覧ください。総合評価の結果を表にまとめてます。

まず、大気質につきましては、先ほど御覧いただきましたように、南側案、北側案、西側案のいずれについても環境基準を十分クリアして、重大な影響が生じないものと評価をしております。景観につきましては、北側案、西側案は概ね現施設の見え方と変わらないものの、南側については、現施設と比較して大きく見えるかたちとなります。なので、ここでは三角の印をつけてございます。

41ページを御覧ください。ここに文章で記述してありますが、南側案の景観は重大な影響は生じないと評価するが、ほかの案と比較して影響が大きいと、三角とした。できる限り南端から離すなど、環境保全措置の実施により影響は低減可能であると評価しています。

41ページの「5.1.3 その他考慮すべき事項」については、二つ挙げています。環境影響評価とは直接関係ありませんが、ハザードマップで洪水浸水想定区域に指定されていることがありますので、水害対策が事業の実施には求められるものと思われま

す。それから、糸魚川—静岡構造線の断層帯の東縁断層に近いことから、地震対策が施設としては必須になると考えています。

説明は以上です。ありがとうございました。

片谷委員長

ありがとうございました。

委員の皆様は、配慮書がお手元にあるかと思しますので、今日配布された資料1と併せて御覧いただきながら、この後、審議を進めていきたいと存じます。

冒頭で事務局の中島補佐から説明がありましたように、この配慮書に関する審議は、この委員会では2回ということですので、事業者さんに何か質問をして、持ち帰って検討して回答していただくという時間の余裕がありません。もし持ち帰って後日回答いただく場合も、次の技術委員会より前に回答いただいて、質問された委員に回答を電子的に送って了解いただくというような作業をしないと、恐らく間に合わないですね。

進め方としては、それでよろしいですか。

事務局  
中島

はい、そのようにお願いしたいと思います。

片谷委員長

できる限りお気づきの点は今日御発言いただいて、後日追加で発言される場合も、いつもの1週間ルールはあるんですけども、できるだけ早く追加の御質問等の発言を出していただくということで、委員の皆様には御協力いただきたいと思

います。では、今御説明いただいた配慮書の内容につきまして、御質問や御意見等の発言を委員の皆様から頂くことにします。特に内容を分けるということはないのですが、先に事業概要についての御質問を受けて、それから配慮事項に関する御質問を受けることにしたいと思います。まず、事業計画の中身に関する御質問や御意見等を御発言い

ただくことにいたします。

オンライン出席の委員の皆様も含めて、どなたからでも結構です。会場にいらっしゃる委員の皆様は挙手で、オンラインの方は挙手機能でも音声でも結構ですので、御発言ください。いかがでしょうか。

では、山室委員、どうぞ。

山室委員

今回この焼却施設についていろいろ御説明があつて、ほかの例えば圧縮処理施設についてはまだ未定ということだったのですが、これが決定されたときには、また別途配慮書が出てくると考えるのか、それともこれで全てが含まれてしまうのか、その点について教えてください。

事業者  
山本

今、事業実施想定区域内でこの施設を考えております。松本クリーンセンターの現況が、ごみ処理施設と、今おっしゃられた破碎施設、あとプラスチックの処理施設ですので、基本的には現在の処理の方式を踏襲していきたいと考えております。なので、今後の基本計画の中で検討しますが、そのほかのリサイクルの施設を併設するとしても、この敷地内、今の想定区域内の中に配置する計画でございます。

片谷委員長

ということは、この配慮書の段階でもそれらの施設も想定はされて、要するに、現在ある施設以上の環境負荷が発生することはないという前提でこの配慮書を作られているという理解でよろしいですか。

事業者  
山本

現在の施設規模以内ということになりますので、これ以上大きくならないと考えております。

片谷委員長

山室委員、いかがですか。

山室委員

プラスチック圧縮施設は、御存じかもしれませんが、過去に東京の杉並と大阪の寝屋川で、測定項目にない揮発性有機化合物が発生したのではないかと考えられる、少なくとも住民がそう訴えている健康被害が生じております。できれば圧縮施設を設置するときには、そういった配慮もした方がいいのかなと思いました。

片谷委員長

現況の施設でそういう調査はされているんですか。

事業者  
山本

その項目については調査しておりません。

片谷委員長

操業を続けてこられて、過去に周辺住民の方から苦情等の申立てがあつたという実績はありますか。

事業者  
山本

ありません。

片谷委員長

ということですが、山室委員、これは配慮書ですので、方法書以降のアセス手続の中で、もしそういうことが必要ということであれば、また御発言いただく機会がありますけれども、配慮書段階で何かしておく必要があるという御指摘でしょうか。

山室委員

そういうこともあるということを知っておいただければということで、今回はまだ未定なので、決定のときにはそういうことも考えていただきたいという趣旨です。よろしく願いいたします。

事業者 山本	御助言ありがとうございました。有害物質につきましても、これから基本計画、また同時に方法書を進めていく中で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。
片谷委員長	長野県内では、プラスチックごみの処理施設で同様のことが大豆島の案件のときにありましたね。
事務局 中島	長野市大豆島の案件は長野広域A焼却施設です。過去にアセス規模の事例もいくつかございますので、そういったものも参考にさせていただいた上で、方法書以降の調査ですとか、環境保全計画に反映いただければと思います。
事業者 山本	分かりました。
片谷委員長	長野県は、過去のアセス事例は基本的に全て公開していますので、そういう類似事例を探して対応していただくということも可能かと思えます。山室委員の御指摘も念頭に置いていただいて、今後の手続を進めていただくようにお願いします。
事業者 山本	分かりました。
片谷委員長	続いて高木委員、どうぞ。
高木委員	最初に施設の規模ですが、基本的に長野県の各市町村では、可燃ごみの焼却量は減少傾向にあると私は理解しています。前回の施設が150トン炉を3炉の450トン、今回の施設も同じ規模で設定されているみたいですが、人口も減少傾向にある中で、こんなに大きくなってはいけないのかというのが、まず一つの質問です。先ほど話にも出ていました大豆島の長野広域は135トンが3炉の405トンの施設になっていて、対象人口の比較がちょっとよく分からないのですが、たぶん松本の方が少ないのではないかなという気もしていて、施設の規模がオーバーになっていないかというのが、最初の質問です。 二つ目は、景観のところでも、施設が決まっていなくて今と同じ建物でという想定で全部やっていらっしゃるのですが、この可燃ごみの処理施設は、20年前と今ではついてくる機能が変わったりしているのではないかと思います。つまり、例えば廃熱のボイラーも昔よりかなり大きなものが出てきたり、付随的な施設も、燃やしたときに出る煙をきれいにしなければいけないとか、今いろいろなことがあります。処理能力が同じ450トンならば施設の大きさも同じでいいと言っていいのか、大きくなるのか小さくなるのか私には分かりませんが、最新の施設は小さくなっているのか大きくなっているのかについて教えていただければと思いました。
片谷委員長	では、2点御回答をお願いします。
事業者 山本	まず、施設規模でございます。施設規模が現在決まっていなくてという御指摘でして、確かに決まっていなくてございますが、先ほど御説明した基本構想検討委員会の中で処理方式等を決めていただいております。そのときに、松本市を含む構成市村の人口は減る方向でして、それを基にしました施設規模を、炉の数はまだ決めておりませんが、330トンと想定して検討していたということでございます。450トンからすると3分の2程度になるのではないかと予想の下で検討しておりますので、

新しい施設の規模は、450トンということにはならないと思っております。

二つ目の御質問ですが、新しいごみ処理施設は、確かにいろいろな廃熱ボイラー等付属施設も環境面に配慮した施設で新しくなっております、どのくらい環境に悪影響を及ぼすかというのは、今後また検討しなければいけないところではございますが、排出ガス等につきましても、かなり高い阻止力といいますか、有害物質は排除できるものと考えております。

また、廃熱ボイラーは大きくなるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、施設規模としては約3分の2になるということで、今の段階の設定では、現状の松本クリーンセンターの施設能力以下になるという想定で考えております。

片谷委員長

今の御回答の趣旨は、450トンというのは最大値であって、それを想定して配慮書手続をしておけば、実際に計画が固まった段階ではもっと小さくなるので、配慮書段階で検討した事項よりも環境負荷は下がるという想定をされたという意味ですね。

事業者  
山本

そのとおりでございます。

片谷委員長

先ほど景観の説明のところであったのですが、建物の箱の大きさは、現況の建物と同じサイズですか。

コンサルタント  
味澤

若干大きめにしておりますが、概ね同様のサイズになっております。

片谷委員長

煙突の59.5mというのは、航空法で決まるから、その高さで景観の予測をしているということですね。

コンサルタント  
味澤

そのとおりです。

片谷委員長

分かりました。  
高木委員、いかがでしょうか。現況を超えることはないという想定だということですね。

高木委員

かなりオーバースペックに設定されているということなので、少なくとも環境の視点から言えば、実際のものはかなり負荷が小さくなるという趣旨だと思いました。それならば結構です。ありがとうございます。

片谷委員長

小澤委員、どうぞ。

小澤委員

現行の施設が供用開始から22年経過しているのも更新するということだと思うのですが、現行で動いている施設の環境負荷と言いますか、例えば排ガスの状態とかいろいろな環境負荷の状態は、今どのような状況でしょうか。資料の中にありますか。

片谷委員長

大気ですか、ガスの話ですか。

小澤委員

主はガスだと思いますが、ここで配慮されているのは大気質ということですので、大気質の状態はどうですか。

片谷委員長

現況値は表に出ていましたか。

<p>事業者 横田 (松塩地区広域 施設組合)</p>	<p>松塩地区広域施設組合の横田と申します。現況の施設のばい煙測定の結果ですが、硫酸化物が毎年平均値で大体0.5ppm～2ppmを推移しております。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>それは配慮書のどこかに記載してありますか。</p>
<p>事業者 横田</p>	<p>配慮書に詳しいデータは記載しておりませんので、申し上げます。 硫酸化物は、大体毎年0.5ppm～3ppm程度の間を推移している値になっております。窒素酸化物ですが、大体50～65ppmの間を推移しております。塩化水素は、大体1ppm～3ppm程度の測定値を推移しております。 周辺の住民から、そういった排ガスに対する苦情等はありません。</p>
<p>小澤委員</p>	<p>ありがとうございます。お伺いした汚濁物質の排出について状況は分かりました。ほかの有害物として、主なものとしてはダイオキシンと、最近の規制で水銀があると思うのですが、それらの状況のデータはありますか。</p>
<p>事業者 山本</p>	<p>配慮書2-142ページから、今おっしゃられたダイオキシン、先ほどの大気汚染に関するデータが載っております。先ほどの補足になりますが、法の基準値がございまして、それからさらに厳しい地元との協定値というのがございます。この地元との協定値は、法の基準値の約10分の1などいろいろですが、法の基準値よりかなり厳しい地元との協定を組んでおります。その協定値もクリアしていて、地元へ報告しているときには、特に問題等ございません。</p>
<p>事業者 横田</p>	<p>説明を代わります。当センターの排ガスの状況ですが、ダイオキシンについては、令和2年、令和3年ともに平均値は定量下限値未満、0でございます。 周辺の町会の大気状況を長年モニタリングしております。それが配慮書2-143ページ以降にデータを載せてあります。周辺の9町会では、二酸化硫黄ですとか、二酸化窒素、一酸化窒素等の物質を毎年モニタリングしております。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>配慮書2-147ページに水銀も出ていますね。</p>
<p>事業者 横田</p>	<p>はい、配慮書2-147ページが周辺の町会の水銀の状況です。あと、当センターの排ガスの水銀の状況ですが、0.11μg/m<sup>3</sup>未満、定量下限値未満となっております。</p>
<p>小澤委員</p>	<p>ありがとうございました。施設の更新に当たって、現況の施設がどのような状態で動いているのかということは、当然いい状態で稼働しているかと思うのですが、そのような現況のデータも示していただけたら参考になるかと思いました。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>施設の現況は、今後準備書まで行ったときにもおそらく参考値として掲載されるだろうと思います。当然それを上回ることはないという施設を造っていただかなければいけませんので、そのためのリプレースでしょうから、それは事業者サイドとして明言していただく必要がありますので、そういう意識で進めていただきたいと思います。 小澤委員の御発言は、現況値を書いてもらうことも大事だけれども、それを間違いなく下回るような施設を造るということを明らかにしていただきたいという趣旨も含まれているので、ぜひ事業者には常に意識をしていただきたいということです。</p>

事業者 山本	意識して建設に向かっていきたいと思います。
小澤委員	お願いいたします。
片谷委員長	では、中村寛志委員、どうぞ。
中村寛志委員	<p>配慮書1-6ページのごみ処理施設整備の基本方針についてお伺いします。</p> <p>今までですと、安全・安心な施設、環境に配慮した施設ということで、これは当然なのですが、基本方針の3番目として、地域に価値を創出する施設とうたってあります。これについて、2点目に「地域にエネルギーを供給することで」と書かれていますが、これはラーラ松本のことを念頭に入れられているのかどうかお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、基本方針3の3点目として、「環境教育・学習の場として」と書かれていますが、設計段階や施設を造る段階でどのような配慮をされるのでしょうか。</p> <p>また、同じく3点目に「住民の活動拠点」と書かれていて、今だと平瀬運動公園になると思いますが、配置案が3つあって、南側案だとこの運動公園をなくすか造り直すということで、計画の今後の予定としては「継続の予定」と書かれています。確実に継続されるのか、造り直すにはどんな規模にされるのか、お伺いします。</p> <p>以上3点お伺いしたいと思います。</p>
事業者 山本	<p>まず、「地域にエネルギーを供給する」という点について、現在はラーラ松本にボイラーの熱等電気を供給していますが、発電のほか、新たに今、国の方でもいろいろ実証実験等を重ねていて、例えば排ガスからCO<sub>2</sub>を取り出してメタンに変えるといった事業が進んでいるところですが、新しいごみ処理場でも、CO<sub>2</sub>の削減や再生可能エネルギーといったことで、今後の基本計画の中でラーラ松本以外にも供給できるような、例えばメタンを使って地域に供給するとか、あるいは構成市村内の遠く離れた朝日村や山形村にも電気を供給できるようなことを考えていたり、そういったことで地域にエネルギーを供給するようなことも想定していくことができるのかなと今の時点では考えております。基本計画の中で具体的にになっていくかと思えます。</p> <p>続いて2番目の質問ですが、「環境教育・学習の場」ということで、今の松本クリーンセンターで行っていることとしては、小学校4年生に施設見学に来ていただいて、ごみ処理の現状や、先ほど言ったごみがエネルギーに変わっていくといったことの学習の場としています。</p> <p>こういうことを継続するほかに、将来の新しいごみ処理場についても、そのほかの再生エネルギーを使ったり、先ほど言った排ガスからCO<sub>2</sub>を回収できる施設等になった場合についても、そういったことを学ぶ学習の場として皆さんに来ていただいたり、地元を含め県民の皆さんにも、ごみ処理場ではあるが、CO<sub>2</sub>を大気に出すばかりでなく、回収してリサイクルしているというような施設になればいいという考えも含めて考えているところです。</p> <p>三つ目の運動公園も含めたところですが、今の時点で具体的にここに建てるということは決めておりません。想定として、想定区域内で環境について検討しているところで、それより北側にある野球場に新しいごみ処理場を造るという可能性もあります。なので、今想定されるところで公園に配置案を設定してございますが、公園に配置するとなると、想定区域内の別の場所にその公園の代替を考えていたり、それも基本計画の中でしっかり想定された区域で検討していくことになるかと思えます。</p>
中村寛志委員	<p>分かりました。公園に施設を建てても完全にはなくならず、別に造るという案だということですね。</p>

SDGsの考え方から言ったら、クリーンなエネルギーとか教育といったことも含めてやってほしいと、努力をお願いしたいと思います。

事業者  
山本 ありがとうございます。

片谷委員長 富樫委員、どうぞ。

富樫委員 施設整備の概要の中で、ピットの確保のための地下掘削は想定されていないのかということと、地下水利用も想定されていないのか、その2点について教えていただきたいと思います。

事業者  
山本 現状の松本クリーンセンターですが、ピットの部分は、地下にございます。これは地表面からマイナス6.5m程度ですが、掘削するとなると10m程度は掘らなければいけないかなということ。それより深くということは現状考えておりませんが、基本計画の中では、どの程度掘るかということ計画していかなければいけないかなということ。

そのほかに、地下構造としないという状態も考えていきたいとは思いますが、その場合ですと、搬入路が高くなるということもございます。それに関して言いますと、先ほどありましたハザードマップの水位の関係もあり、北側の運動広場の浸水深が3m～5m未満ということ。それ以外の場所については浸水深0.5m～3mということですので、そういったこともあり、建物内に浸水しないような構造も含めて、基本計画の中で考えていきたいと思います。

もう一つの質問ですが、井戸水の件でございます。現在の松本クリーンセンターも井戸水を汲んでおり、これはラウラ松本の駐車場の敷地内でございます。この井戸水は地下約50mぐらいのところがございます、それを使って場内で使用している状態です。

新しいごみ処理場につきまして、新しく井戸を掘るということは考えておりません。今のポンプを松本クリーンセンターから新しいごみ処理場に切り替えて使いたいと考えております。

富樫委員 設計はこれからということだと思いますが、新しく掘削を行う可能性があるのでしたら、掘削に伴う周辺への影響、川に囲まれていますので、掘削したときに排水をどうするかといったことも方法書の中で検討事項に加えていただくように、ぜひお願いしたいと思います。

事業者  
山本 基本計画及び方法書の中で検討していきたいと考えております。

片谷委員長 梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員 今の富樫委員の意見に関連して、最後にお聞きしようと思っていたんですが、今、意見が出たのでここでお話しします。

富樫委員の意見に関連してハザードマップの浸水深を考慮することが重要です。盛土を行うかどうか、先ほど富樫委員が言われたように地下掘削があるのかないのか、そういったことが、災害が起きたときにそれに付随した影響を生じさせます。その他の考慮すべき事項に、そういうことは、検討事項として評価書に取り上げられるのでしょうか。これは委員長に質問です。

片谷委員長	<p>県条例の予測評価項目の立てつけに水害は入っていないですが、穂高広域施設組合の施設などのときにも、水害対策の議論はこの場でもかなりしました。ですから、実質的には項目に入っているぐらいの議論はありましたので、今回も地理的な特性上、既に事業者さんは水害対策は強く考えていらっしゃるようですので、恐らくアセスの中でも取り上げていただけるものと予想しております。事務局お願いします。</p>
事務局 中島	<p>県の条例や技術指針等には、環境要素、いわゆる予測評価の項目として「災害」は入っておりませんが、当然その事業を実施するに当たって災害対策は必須だと考えております。</p> <p>ですので、その災害対策も含めて検討された事業計画の内容に基づきまして、例えば穂高広域施設組合のときは、隣にわさび畑があるなどの地域特性もありましたので、地下水位等をかなり重点的に調査・予測・評価されたり、環境保全対策や事後調査の中でもそういう観点から内容を御検討いただいたというような経過があります。災害そのものではなくて、その災害対策を検討した上での事業計画、これが各項目にどう影響を与えるのかというような観点で、アセスの中では御審議いただければと思います。</p>
梅崎委員	<p>ありがとうございます。今おっしゃられたようなことで、今後検討していただければと思います。</p> <p>その上で、盛土構造にするか地下構造物を造るかということに対しては、地下水等いろいろなことに関係してきますので、できるだけ早く決定していただいて、それに基づいて影響評価ができればと思います。</p>
片谷委員長	<p>これは、今、基本計画を進められているということですがけれども、構造的なことはいつごろ決まることを想定されていますか。</p>
事業者 山本	<p>今、基本構想の策定段階で、その策定後でございますので、基本計画は令和4年度内に策定ということで進めているところでございます。</p>
片谷委員長	<p>資料1の15ページですと、今おっしゃったのは令和4年度に基本計画ができて、方法書も令和4年度中に出てくる予定だということですので、方法書の段階では基本計画は固まっているという理解でよろしいですね。</p>
事業者 山本	<p>その予定でございます。今のところその予定で進んでおりまして、基本計画を策定し、同時に方法書が進むわけですが、おおよその基本計画が固まらないと方法書の中に反映できないと考えておりますので、そのように現在のところ計画しております。</p>
片谷委員長	<p>ぜひそのようにお願いします。</p> <p>計画が決まっていない状況で方法書が出てくると、非常に審議が難しくなるので、細かい部分はともかくとして、計画の骨格になる部分は決まった状態で方法書が出てくるという手順で、ぜひお願いしたいと思います。梅崎委員、そういう趣旨でよろしいですね。</p>
梅崎委員	<p>そういうことです。よろしく願いいたします。</p>
片谷委員長	<p>事業者さんにはぜひその方法で進めていただくようお願いしたいと思います。</p>
事業者 山本	<p>分かりました。</p>

片谷委員長 だいぶ予定の時間を過ぎてしまっているのですが、一応事業計画についての御発言はひとつおりましたようですので、あとはこの配慮事項に関する御質問等をお受けしたいと思います。

選定された項目が大気と景観の二つということですが、まず、資料1の23ページと24ページにある表について、何か御意見等がありますか。あくまでもこれは配慮事項ですので、方法書以降の段階ではほかの項目も入ってくる可能性が非常に高いわけですが、いかがでしょうか。

中村寛志委員、どうぞ。

中村寛志委員 資料1の23ページで、動物、植物は選定されていないのですが、方法書を作られる段階で配慮しておいてほしいことが一つあります。配慮書2-108ページの表2.3.7(6-2)「調査範囲を含む地域における注目すべき動物」で、Cの河川水辺の国勢調査の欄の上の方にミヤマシジミがあります。場所が分かるのですが、どうでしょうか。

片谷委員長 具体的に地点を御発言いただく必要があれば非公開にしますが、いかがですか。

事務局  
中島 今、報道も傍聴もいらっやいませんので、議事録からその部分だけを削除するかたちでもよろしいかと思ひます。

片谷委員長 では、それで進めましよう。どうぞ。

中村寛志委員 ~~~~~<<ここから非公開>>~~~~~

~~~~~<<ここまで非公開>>~~~~~

御存じかと思ひますが、ミヤマシジミとクロツバメシジミの撮影ポイントと採取ポイントになっていますので、こちら辺は配慮していただければと思ひます。

シーズンになると結構県外の車が来たりしますので、方法書段階で、食草の分布の把握といった計画も入れていただければと思ひます。

片谷委員長 これは事業者さんに対する要望というか助言ですので、方法書以降の手続で配慮していただきたいという趣旨で御了解いただけますか。

コンサルタント  
味澤 ありがとうございます。承知いたしました。

片谷委員長 大窪委員、どうぞ。

大窪委員 今、中村寛志委員から動物について考慮していただきたいという御意見があったんですけれども、植物の方からも心配している点があります。今後の計画の中で配慮いただきたい点がありますが、よろしいでしょうか。

片谷委員長 お手元の配慮書のページで言うていただくことはできますか。

大窪委員 配慮書2-112ページです。注目すべき植物相については、配慮書2-115ページからリストアップされています。

まず、参考文献について、計画地は松本市ですが、隣接している安曇野市のレッドデータブックが参考図書に入っていないので、それを加えていただきたいということが1点です。

今回配置の計画案が三つ出ているのですが、一番南側の計画案については、平瀬緑地の中央部に建設する案になっています。平瀬緑地の公園の中には、湧水起源の水路や池が配置されており、この中にはいい砂礫の水辺の環境が出来上がっていて、在来の水草や希少水草などが生育しているので、そういうところをできるだけつぶさないようなかたちで今後計画をしていただければと思います。

配慮書の中では、生育する植物は限られているというようなことで、植物や生態系、動物についても配慮項目には入っていないのですが、希少な生物も生息・生育していますので、計画に当たっては配慮いただきたいと思います。

コンサルタント  
味澤

ありがとうございます。安曇野市のレッドデータブックにつきましては、方法書段階で参照するようにいたします。緑地の貴重な植物等についての配慮ですけれども、これも方法書段階できちんと扱ってまいりたいと思います。

大窪委員

先ほど、中村寛志委員からはチョウの配慮についての御意見がありましたが、チョウの食草になる植物で希少種が生育していますので、その点も確認してください。よろしくお願いします。

片谷委員長

今の御指摘も考慮して、最終的な配置を決めていただくということになるかと思えますので、ぜひ、取り入れていただくようにお願いします。

配慮事項の中に大気があり、私が大気の担当なので何か言わなければいけないわけですが、方法書以降の事務でやるような予測をいただいていますので、この数字を見る限り問題はないだろうという想定ができます。

確認ですが、この予測の発生量データは何を使われたんですか。資料1の27ページに排ガス諸元が書いてあるんですが、要するにこれは現況データですよ。

コンサルタント  
味澤

そのとおりです。現在の焼却施設の平均値を使っております。

片谷委員長

それでこのぐらいのレベルであるということですね。それより新しい炉を造るから下がるという想定がそこには含まれているという理解でよろしいですか。

コンサルタント  
味澤

先ほどお話がありましたように、ここには明記していませんが、焼却施設の規模が小さくなると想定されています。ですので、今の施設と同様の排ガス量を使うということになりますと、安全側になるという見込みでおります。

片谷委員長

準備書段階では、そういう計画が固まったデータでの予測値が出てくるということですね。

コンサルタント  
味澤

基本計画によって焼却施設の規模が固まってまいりますので、それに合わせたガス量で設定していく予定です。

片谷委員長

分かりました。配慮書段階ではこれで十分だと思いますが、準備書段階では、最新の設備のデータで予測をさせていただくようにお願いします。

周辺の住民の方々が現況より良くなるということを確認できることが大事なので、そこを落とさないように、ぜひお願いしたいと思います。

景観に関してはいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員

配慮書4-44ページを見て、3箇所の景観への影響評価結果が表4.2.10にまとめられて

います。このまとめ方を見てちょっと思ったのですが、南、北、西の3案の「環境に対する影響緩和の観点」の欄のそれぞれ最後の行で、南と西は「環境保全措置の実施により、影響の低減は可能である」、北側は「環境保全措置の実施により、影響はさらに低減できる」と書かれています。北案の方が「さらに低減できる」とより積極的ですが、前後のいろいろな調査結果を見ても、何を根拠にこれを言ったのかが分からなかったもので、教えてください。これが1点目です。

2点目ですが、環境保全措置が配慮書4-43ページに3点書かれています。建物の形状や色調はずっと後になるのでしょうかけれども、敷地内の緑化はある程度想定されるわけです。つまり、敷地境界にどれだけの空間ができるか、そこに並木のようにぽんぽんと高木を植栽できる程度なのか、あるいは樹林帯ができるのか、これによって大きく景観に対する影響緩和が異なってきます。その辺は何かシミュレーションをやられたのでしょうか。シミュレーションした方がいいと思うのですが、この2点をお聞きしたいと思います。

コンサルタント  
味澤

まず、1点目につきまして、北側案の「影響はさらに低減できる」という表現ですが、これは特別他意はございません。表記の揺れということで御理解いただければと思います。申し訳ございません。

2点目のお話です。環境保全措置の内容とその効果ということですが、配慮書の時点では、この辺の細かいところが決まっておられませんので、具体的にどういう対策を打つのかということの設定ができない状況です。ですので、この辺がある程度想定できるようになる方法書以降、準備書の段階での予測では、その辺のところを反映できればと思っております。

佐々木委員

分かりました。では、3案ともある程度の、例えば緑地帯の幅は取れる可能性があるということによろしいですね。

コンサルタント  
味澤

そのとおりです。

佐々木委員

分かりました。ありがとうございました。

片谷委員長

要するに、空いた空間を裸地とかコンクリートで固めてしまったりするのではなくて、基本緑化を図る方針だという理解でよろしいですか。

事業者  
山本

そのように考えていきたいと考えております。

片谷委員長

佐々木委員、よろしいですか。

佐々木委員

緑化と言ってもツツジを並べるだけのものもありますし、高木を並べたり、さらに林にしたりする場合がありますので、確認した次第です。ありがとうございました。

片谷委員長

専門家のアドバイスも受けながら、どうかたちで緑化を図るかということをはっきり検討していただけますね。

事業者  
山本

緑化についてもしっかり検討していきたいと思います。ありがとうございました。

片谷委員長

北原委員、どうぞ。

北原委員 一つ質問してよろしいでしょうか。資料1には、現有施設をどうするかということがあまり書かれていない気がしますが、どのような予定なんでしょうか。

片谷委員長 新施設ができると現有施設はなくなるということでしょうかという確認です。

北原委員 現有施設は取り壊すのでしょうか。取り壊すとなると、土壤汚染の問題といったことが資料1の23ページの計画段階配慮項目に引っかかってくるかと思いますが、いかがでしょうか。

事業者  
山本 資料1の15ページ又は配慮書1-10ページに実施予定期間がございます。供用開始が令和11年度ということでございまして、その下に、旧施設解体工事ということで令和12年度に予定しております。新しい施設ができましたあと、解体をして、またそこをどうするかについても今後検討していくところでございます。

片谷委員長 その話は穂高広域施設組合の施設のときにも出たんですけれども、旧施設を解体することによる環境負荷というのは、条例上はアセスの対象には含まれないという解釈だったかと思うんですが、事務局それで合っていますか。

事務局  
中島 はい。若干補足しますと、まずは事業者としてどこまでを一つの事業として考えるかということが基本になります。今、並行して手続が進んでおります上田地域広域連合の施設につきましては、そもそも、し尿処理施設を解体しないと、その跡地に新施設が建てられないということですので、事業者である上田地域広域連合の判断で、一体の事業として解体部分の工事に係る環境影響も含めてアセス手続の中で予測評価をしています。

もちろん、一体の事業として見るか見ないかにかかわらず、解体工事に伴う環境負荷は低減いただく方が良くことに変わりはないのですけれども、アセス手続で一体の事業として予測評価の対象に含めるか否かという点については、今申し上げたとおりです。

片谷委員長 いずれにしても解体も工事になりますから、当然事業者として環境負荷を低減する努力はしていただかなければいけないということではあるんですけれども、それを評価書の中を書くかどうかに関しては、制度上強制はされていないということです。

ただ、配慮は必ずしていただくということで、穂高広域施設組合の施設のときもこの委員会でそのようにお話ししました。実際そうしていただけているものと理解しています。

そういう趣旨ですが、北原委員、よろしいですか。

北原委員 分かりました。結局、法的な規制はないけれども、できることならば書いてほしいというようなスタンスでよろしいですね。

片谷委員長 これは事業者さんが自主的な努力として書いてくださるのはもちろん歓迎することでは間違いなのですが、法や条例の定めとして義務づけられているものではないということですね。

事務局  
中島 一体の事業としてアセスの対象としていない場合は、自主的にこういう配慮をするということを盛り込んでいただくことは可能ですが、厳密に言いますと、予測評価の対象からは外れるという整理になります。

片谷委員長　　これはもう松塩地区広域施設組合さんの御判断なので、ぜひやっていただきたいというのが委員会としての立場ではありますけれども、取り壊しに当たってこういう環境配慮をしますということを、別に図書の中に書いていただくだけが方法ではなくて、ここでそういう意思表示をしていただくという方法もあります。

事務局  
中島　　そうですね。追加の補足ですが、旧施設の後利用を、別途組合としてどう考えるのか整理がつかないと、一体の事業として考えることは難しいかもしれません。環境保全の観点からは、解体工事も含めて環境への影響を考える方が良いかもしれませんが、制度上、一つの事業としてどこまでを取り込むかというところで線を引くということになるかと思います。

事業者  
山本　　それにつきまして、今後検討させていただきたいと思います。

片谷委員長　　これは配慮書に盛り込んでいただきたいという話ではないので、今後の手続を進めていただく中で、事務局とも協議していただいて、対応していただくということをお願いベースで申し上げておきたいと思います。

北原委員　　分かりました。よろしくお願いします。

片谷委員長　　あと、今日ぜひ発言しておきたいという方はいらっしゃいますか。  
では、もし質問しておくべきであったということに気づかれた場合は、いつもの1週間ルールの中で事務局宛てに出していただくということでお願いします。ただ、冒頭で申し上げたように、あとの手続期間が非常に短いので、1週間と言わず、できれば今週中に頂けると事務局としてはありがたいと思いますので、ぜひ御協力をお願いいたします。  
それでは、時間が大幅に超過してしまいましたので、この件に関する本日の審議はここまでとさせていただきます。  
事業者の皆様方、ありがとうございました。順次御退室をお願いいたします。  
委員の皆様は休憩時間をとります。

（休憩）

片谷委員長　　それでは、皆様に戻られたようですので、審議を再開させていただきます。  
本日の議事(2)は、諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書に関する審議です。  
今日は、資料2を用意していただいています。では、事業者の皆様方、大変お待たせいたしました。資料2の説明をお願いいたします。

都市計画決定権者  
河原  
（県都市・まちづくり課）　　皆様、お疲れさまでございます。私、長野県建設部都市・まちづくり課で企画幹をしております河原輝久と申します。よろしくお願いいたします。  
諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書につきましては、4月から委員の皆様には御意見などを頂いておりまして、本日は、本案件としましては5回目の委員会でございます。引き続き、委員の皆様には専門的なお立場から御意見やアドバイスを頂き、環境影響評価書に反映してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。  
資料の説明につきましては、私ども都市・まちづくり課と事業者である長野国道事

務所で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日御説明する資料といたしまして、資料2、資料2-1から資料2-3がございます。

ここで、委員の皆様にお詫びがございます。本日の委員会資料として、先週事務局から委員の皆様へ送付させていただいた資料ですが、昨日急遽差し替えをお願いすることとなり、誠に申し訳ございませんでした。差し替えをお願いした内容ですが、旧の資料2-1の内容を資料2に盛り込みました。そして、旧の資料2-2から資料2-4につきましても、資料番号だけ繰り上げさせていただきました。つきましては、先週既に送付させていただいた資料につきましても、委員の皆様限りの手持ち資料として御覧いただき、本日の会議資料としましては、差し替えをお願いしました資料2並びに資料2-1から資料2-3を御覧いただければと思います。御面倒をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2を御覧ください。前回の第6回技術委員会及び追加提出の御意見に対する都市計画決定権者の見解ということで御説明いたします。資料の中のオレンジ色に着色されている箇所の御意見に対する事後回答について御説明いたします。

最初に、1ページのNo.6の御意見です。こちらは、前回審議で富樫委員から頂いた御意見です。意見の概要とそれに対する都市計画決定権者等の見解が併記されているが、住民意見に対してあまりかみ合っていない見解もある。技術委員会ですら意見がないからといって、納得できる内容という意味で意見が出ないわけではないという御意見でございます。

このことにつきましては、都市計画決定権者等の見解は、様々な立場の多様な意見から、有用な環境情報を事業計画等に反映していくことを目的に、現時点の考え方について述べさせていただいたものになります。

準備書の意見につきましては、住民等の皆様がどういことを強く思われているかを明らかにして、委員の皆様へお届けするとともに、環境への配慮を事業計画等に反映していくことを目的としております。意見の内容につきましては、環境の保全の見解の立場からの意見のほかにも、事業計画全般への意見も頂いており、住民等の皆様はどういった点に御懸念や御不安を持たれているとか、また、事業促進に期待するなど、本当に多様な御意見を頂いております。

県としましては、そうした御懸念や不安が少しでも解消できるよう、また、委員の皆様への御理解が進むよう、引き続き事業者と連携を図りながら、真摯に対応してまいります。

この後につきましては、長野国道事務所からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

事業者  
中村  
(長野国道事務所)

それでは、この後説明をさせていただきます。国土交通省長野国道事務所道路計画推進室の中村毅寿と申します。よろしくお願いいたします。着座で御説明させていただきます。

資料2の意見No.7、8についてはまとめて御説明させていただきます。No.7の意見は、前回審議において片谷委員長より頂いた意見です。周辺の住民の方々が安心できるような工事にしていきたい。評価書に活断層へ対応について追記されたいという御意見でした。

また、No.8の御意見は、前回審議において富樫委員より頂いた意見です。活断層に対する事業者の認識が、準備書をつくる時点で十分ではなかったのではないかと。活断層は、この地域の地下水流動系に非常に大きく関わってくる。評価書では書き加えていただきたいという御意見でした。

回答としましては、工事の安全上や防災上の観点から、配慮すべき重要な事項について、事業実施段階で実施することを評価書に記載することを検討してまいります。

具体的には3つを検討してまいります。一つ目といたしましては、詳細な道路構造、施工方法等について、事業実施段階において、断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地

盤地域について最新の情報を収集整理し、適切に把握いたします。

二つ目は、断層帯に対して安全面に十分配慮することをできる限り具体的に追記します。具体的には、最新の文献や地形判読により、断層帯又はその可能性のある地形を抽出した上で、現地踏査、ボーリング調査、弾性波及び電気等の各種物理探査やボーリング孔を利用した検層等の詳細な地質調査により、工事に支障となる可能性がある断層帯をできる限り事前に把握し、その位置及び性状を検証した上で設計に反映し、施工計画を立案して工事を実施していきます。

また、断層帯に起因した地下水の流動系の把握のため、必要な箇所においては、断層帯を挟んだ両側に地下水観測孔を設置するなど、断層帯周辺の地下水の分布状況をできる限り事前に把握します。

さらに、トンネル構築における断層変位に関する基準は現時点では出ていませんが、過去に地震で被災したトンネル事例等の最新の知見も踏まえ、専門家等の意見及び指導を得ながら、適切なトンネル構造及び施工計画を立案し、工事を実施してまいります。

三つ目は、事業実施段階において詳細な地質調査を行い設計に反映することで、地域の方々が災害に対して懸念されていることについて説明していくことを考えています。

続いて、No. 10について御説明いたします。前回審議において富樫委員より頂いた意見です。「事業実施段階で詳細な調査を行います」という記載について、どういった調査を実施するのか具体的に示してほしいという御意見でした。

回答といたしましては、事業実施段階に実施することについて、評価書に記載することを検討していこうと考えています。No. 7、8の意見で説明した内容に加え、計画路線の位置・構造に係る配慮事項、工事計画に係る配慮事項、その他の配慮事項の3つに区分し、説明いたします。

まず、計画路線の位置・構造に係る配慮事項として、4つの項目の記載を検討してまいります。①動物の事故を防止するため、樹林地と連続するトンネル坑口部等には、侵入防止柵の設置を検討する。②坑口部の落石や崩落がないように、詳細な地質調査を実施した上で、詳細設計で崩落防止対策等を検討する。③詳細な設計の検討に当たって、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行っていく。④道路設計に必要な情報を得るため、改めて、現地踏査、ボーリング調査、弾性波及び電気等の各種物理探査やボーリング孔を利用した検層等の詳細な地質調査を実施し、地下水情報を取得いたします。また、文献等に記載されていない井戸や湧水等の個別の水利用の実態についても事前に把握し、必要な箇所については自記水位計による連続観測を実施し、工事着手前段階から適切なモニタリング計画を立案し、実施していきます。

次に、工事計画に係る配慮事項として、3つの事項の記載を検討いたします。⑤詳細な工事用車両の運行ルート、車両の出入り口位置等については、今後、工事計画を検討するに当たり、通勤・通学の時間帯を避けて通行することや工事用車両の出入り量を制限する等、市街地・集落及び学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設に対する生活環境や観光産業に、できる限り影響のないよう配慮する計画とし、工事着手前に地域の方々へ説明等を行っていくこととします。⑥トンネルの施工計画については、他事業の事例を参考にし、今後の詳細設計において、トンネル施工方法について検討していきます。⑦地山の安定を図るため、補助工法として薬液注入工法を採用する場合には、人の健康被害の発生と地下水等の汚染を防止するために必要な工法の選定等について定めた「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切な設計・施工を行っていきます。

最後に、その他の配慮事項として、3つの事項の記載を検討します。⑧埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき、関係機関と協議・連携し、必要に応じ、

埋蔵文化財発掘調査を行い、記録・保存する等適切な措置を講じます。⑨降雨時の災害への対応については、改めて実施する詳細な地質調査結果も含め、道路詳細設計に反映していきます。また、大雨等の影響を受ける工事の施工に当たっては、事業者が関係機関と協議し、適切な施工時期に実施する等、工事による災害は起こさないよう検討するとともに、供用後の維持管理を適切に実施していきます。また、施工計画について、工事着手前に地域の方々へ説明等を行っていくこととします。⑩融雪剤(凍結防止剤)を含む路面排水の処理や放流先、排水路の対策については、必要に応じ、関係機関と協議等を行い、適切に対処します。

続いて、No. 17の意見について説明いたします。審議後の追加意見として富樫委員より頂いた意見です。準備書の記載では、地下水や活断層、破碎帯に関し、現地調査による実態把握が不足しているため、予測評価結果の不確実性に十分留意した安全側の設計に努めることという御意見でした。

回答といたしましては、環境影響評価手続の中で実施する水象の調査及び予測評価については、不足はないと考えています。また、断層帯については、No. 7、8の意見で説明させていただきました事業実施段階に実施することを評価書に記載することを検討してまいります。内容については、No. 7、8の意見と同様のため、説明を割愛いたします。

続いて、No. 62の御意見について説明いたします。前回審議において富樫委員より頂いた意見です。山地地下水と下から湧き上がる水が酒蔵の水源になっているという可能性はないのか。酒蔵の湧水に関しては伏流水が大きな水源になっているという考え方で、深層地下水が考慮されず、山地地下水も入っていないという御意見でした。

回答としては、酒蔵群の水源の起源については準備書に記載したとおり、山地深層地下水と角間川伏流水の混合であると考えております。したがって深層地下水は考慮しています。

資料2-1として、地下水に関する説明資料を配付しています。3ページを御覧ください。右側中段に、角間川の上流から下流にかけての流量及び水温変化を示しています。角間川の水温は、活断層が分布する付近で有意に上昇していることから、温泉源泉の起源と同じ山地深層地下水の混合が考えられます。通常の地下水であれば、このような水温上昇は見られないと考えられます。

また、山地地下水の混合が全くないとは言いきれませんが、仮に山地地下水の混合があったとしても、付近の山地地下水は計画道路高さよりも低い位置を流動する地下水であり、道路による影響を受けないため、酒蔵群の水源の水位はほとんど変化しないと考えられます。

続いて、No. 63の意見について御説明いたします。前回審議において梅崎委員より頂いた意見です。山地地下水に対する雨水の影響が分かるよう、水位の変動データを踏まえた説明をお願いしたいという御意見でした。

回答といたしましては、資料2-1を用いて説明いたします。3ページを御覧ください。右上に地下水観測孔の地下水水位変動図を示しています。山地地下水であるW6地点の地下水水位はほとんど変化していません。一方で、最も近傍の山裾地下水であるW4地点では変動が見られます。通常降雨の影響を受けると地下水の変動が見られますが、山地地下水であるW6地点では見られません。雨水の浸透がないとは考えられませんので、山地地下水は雨水浸透による影響を受けないほどに大きな帯水層を形成していることを示唆するものと考えられます。

1ページを御覧ください。右上の横断1には、高橋の水文学的手法によるトンネル集水範囲を示しています。この範囲はトンネルによって地下水が集水される範囲であり、地下水水位がトンネルよりも低い位置にある場合においては、雨水は鉛直方向に浸透していくため、雨水浸透が阻害される量は極めて小さいと考えられます。

以上のことから、地下水水位がトンネルよりも低い位置にある箇所においては、雨水浸透の阻害もなく、かつ山地地下水は雨水浸透による影響を受けないほどに大きな帯

水層を形成していると考えられます。

続いて、No. 64の意見について御説明いたします。前回審議において富樫委員より頂いた意見です。今の段階で水質のほうから影響がないという結論は、地下水の流れや地形・地質の縦横断面図を照らし合わせて見れば、まだまだ不確実性のある考え方である。尾根の地点では水位が測られていないので、この地域の地下水面がどういう形状をしているか把握されていない。地下水の流向が分からないままに、水質で分けて影響がないという結論を導くことは無理があるという御意見でした。

回答としましては、資料2-1を用いて説明いたします。1ページ目を御覧ください。準備書段階で行う調査としては十分なものと考えています。特に山地地下水については、横断1に示すとおり、水が地形に沿って流れずに、山のほうに向かってほぼ水平に近い状況で流れていることが確認されているため、尾根部の地下水水位が計画道路よりも高くなるとは考えておりません。今後の設計、施工に活用できるよう、地下水の流れについては、尾根部を含め、ボーリング調査の必要性を検討し、把握していきたいと考えています。

続いて、No. 65の意見について御説明いたします。前回審議において富樫委員より頂いた意見です。地下構造物による通水阻害を起ささないための通水工法の例のようなものを、環境保全措置の一つとして、この審議の中に資料として提示していただきたいという御意見でした。

回答といたしまして、資料2-2を用いて御説明いたします。通水工法は、土砂地盤等において、掘削道路や遮水壁等の連続した帯状の構造物を地中に構築する場合に、地下水を遮断し、井戸枯れや地盤沈下を生じさせる恐れある箇所にも適用される工法です。計画道路は山岳地域を通過するトンネルであることから、山岳地域を通過するトンネルに対して一般的に採用されている地下水対策を、2案参考提示させていただいています。

1案は、資料左側の復水工法です。トンネル裏面から発生する湧水を中央排水にて集水し、坑口まで導水し、ポンプアップ等にて湧水等まで配水する工法です。2案は、資料右側の防水型トンネル工法です。トンネルを防水シートで包み込み、トンネル内への地下水湧出を抑制し、周辺の地下水低下を抑制する工法です。

続いて、No. 64の意見について御説明いたします。審議後の追加意見として、富樫委員より頂いた意見です。現時点で、調査予定地点等が未確定であるにしても、地下水や活断層、破碎帯に対して、事業実施段階に行うとする詳細調査がどのレベルの調査なのか住民にも分かるよう、想定される調査項目と調査手法について、可能な限り具体的に記載することという御意見です。

回答といたしましては、地下水については、事業実施段階において、道路設計に必要な情報を得るため、改めて現地踏査、ボーリング調査、弾性波及び電気等の各種物理探査やボーリング孔を利用した検層等の詳細な地質調査を実施し、地下水情報を取得します。また、文献等に記載されていない井戸や湧水等の個別の水利用の実態についても事前に把握し、必要な箇所については自記水位計による連続観測を実施し、工事着手前段階から適切なモニタリング計画を立案し、実施していきます。

また、この内容について評価書で記載することを検討していくことは、No. 7、8、10の意見で説明したとおりです。

水象の事後調査に関しましては、詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門家等の意見、指導を踏まえながら、ボーリング調査、各種物理探査、その他各種調査により事業実施区域及びその周辺と湧水との関係を明らかにして事後調査を行います。具体的なものとしては、既存及び新たな観測孔設置による地下水の水位、湧水の水量、トンネル内の湧水量及び河川等の流量の測定を行います。

具体的な調査計画は、工事着手前に実施する地質調査を基に、設計段階において立案し、地域の方々へ説明します。断層帯については、事業実施段階に実施することを評価書に追記することを検討いたします。記載する内容については、No. 7、8の意見

で説明した内容と同様です。

続きまして、No. 78の意見について御説明いたします。前回審議において富樫委員より頂いた意見です。現時点で新しい公開情報が国土地理院から出ているので、評価書にはそれを反映させた図にさせていただきたいという御意見でした。

回答としては、断層帯の情報に関しては、今後も更新される可能性があります。そのため、それらも適切に反映させるため、最新の情報を収集整理し、適切に把握した上で十分に配慮して検討します。また、この内容について、評価書で記載することを検討することは、No. 7の意見で説明したとおりです。

続きまして、No. 79の意見です。審議後の追加意見として、山室委員より頂いた意見です。活断層により断層変位が発生する可能性が高い場所でのトンネル造成について、どのような指針が出されているのか教えていただきたい。また、指針がないのだとしたら、断層変位に対する対応として具体的な説明をお願いしたいという御意見でした。

回答といたしましては、資料2-3を用いて御説明いたします。資料2-3は、準備書時点の活断層位置と最新資料の活断層位置を計画路線に重ねた図です。最新の資料により、図面上では断層帯との重なりが増えたことについては承知しています。今後、事業実施段階においても改めてその時点の最新の知見を収集し、文献等で示されたものや、文献等で示されていない断層帯を含めて、計画路線全体の断層帯の位置及び性状を把握するためのボーリングや物理探査などの詳細な地質調査を実施し、道路構造、施工計画の検討を実施していきたいと考えていることは前回も述べたとおりです。

トンネル構築における断層変位に関する基準は、現時点で出ておりませんが、過去に地震で被災したトンネル事例等の最新の知見も踏まえ、専門家等の意見及び指導を得ながら、適切なトンネル構造及び施工計画を立案し、工事を実施していきます。また、この内容についても、評価書に記載することを検討することは、No. 7、8で説明したとおりです。

以上で説明を終わります。

片谷委員長

ありがとうございました。資料2とそれに関連する資料2-1から資料2-3について説明していただきました。

では、確認を進めていきます。

圧倒的に富樫委員の御意見が多いのですが、先に、私が発言したことは手続上の指摘事項ですので、今日の御説明で評価書に盛り込むというかたちで対応していただけるという、検討しますという回答が出ております。これについては、これ以上申し上げることはないのので、了解したということにさせていただきます。

富樫委員以外ですと、梅崎委員と山室委員の御意見があったかと思えます。富樫委員、これは分けてやり取りした方がいいですか。

富樫委員

だいぶ重なっている見解もありますので、まとめて後ほどにお願いしたい、と思います。

片谷委員長

そうすると、先に梅崎委員と山室委員の御意見を伺いましょう。

梅崎委員、No. 63について先に御意見をいただけますか。

梅崎委員

富樫委員の意見と関連していますが、私の方からも質問いたします。

資料2-1の図面を作っていただいてありがとうございます。資料2-1の3ページの結果に基づいて説明がありましたが、月に1回とかのデータで、地下水位が少し変動しているものとしらないものを考察されていますが、私の趣旨は、降雨によってある程度浅層地下水等に影響があったときに、ほかの水位がどのように連動しているのか、またタイムラグがあってもそこに表れるのかということです。このデータでは、私の質問

には直接答えられていないと思いますが、いかがでしょうか。

片谷委員長

これは事業者さんから今御回答いただけますか。コンサルタント会社さんから御回答いただいても結構です。

コンサルタント  
渡辺  
(株式会社エイト  
日本技術開  
発)

資料2-1の3ページの御指摘の件ですけれども、御指摘のように準備書の調査においては、自記水位計による観測ではなく、月1回の観測となっていることは事実です。なので、直接的に毎日、雨が降った日と降らない日でどれだけ水位が変化しているということは、ここからは読み取れないというのは事実です。

この辺については、今後の調査においては、必要な箇所においては自記水位計を用いて適切に調査していくということは、先ほどの資料2の見解に記載させていただいたとおりです。

ただ、ここにおける回答としましては、資料2-1の3ページのW6という緑の線については、月1回のデータですけれども、ほとんど変動していないということとともに、W4という上の方に書いてある紫の線は、月1回においても変動が見られますので、この辺については地下水の状態は違うものという理解で、変動していないW6は山地地下水、やや変化が見られる方は山裾地下水ということで、我々の方では判断させていただいているところです。

梅崎委員

繰り返しになりますが、今おっしゃっていることの根拠が、この資料では少し乏しいのではないかとということです。

ですから、回答で影響がないと言い切られていますが、今の回答でもありましたように、今後詳細な地下水観測に基づいて適切に判断しますというようなことになるかと思いますが、ここでお答えされていることについては、このデータでは十分に説明できないと思います。

この辺は地下水の専門の先生方に聞いてもらっても結構だと思います。以上です。

片谷委員長

事業者さんから追加で御発言はありますか。

コンサルタント  
渡辺

影響はないと判断するには早計だという御指摘がありましたので、その辺は改めさせていただいて、今後の調査の中できちんと把握していきますというような表現を、改めて記載させていただきたいと思います。

片谷委員長

これはかなり重要なポイントになりそうですので、ぜひ今後のデータの追加と細かい検討をお願いしたいと思います。

では、山室委員の御指摘がNo. 79にありまして、新しい文献が紹介されております。この事後回答については、山室委員、いかがですか。

山室委員

地震で50cmとか1mとか地層がずれても壊れないトンネルを造る技術が世界にあるかといったら、私は今でもないと思います。実は、今回と同じ質問を第1回審議で既に尋ねています。そのときに業者さんは、「道路橋示方書などに基づいてきちんと安全面に配慮してこれから設計していきます」と答えているんですね。資料2のNo. 11のところです。

つまり、今回お答えのように、トンネル工事における断層変位に関する基準は現時点では存在しないということを御存じだったはずなのに、そのときによく言って杜撰、悪く言ったら虚偽の回答をしたことになるわけです。私としては、こういうことをされると、これからどんな回答を示されても、ちょっと信用できないなと思いますので、今後は誠実をお願いしたいと思います。

その上でお尋ねしたいのですが、トンネル標準示方書151ページには、断層破碎帯な

どの地質不良区間では確立された性能照査型設計手法がないのが現状であると明記されています。先ほども言ったように、ずれても壊れないトンネルを造る技術はまだないと思います。

なので、失礼ですが、工事開始までの短い期間で貴方が開発できるとはとても思えません。開発できるとする根拠や、その設計や工事を指導できる専門家がいたら、専門家に聞くと書かれていますので、お名前を教えてください。

それから、開発された設計手法や施工手法は、先ほど申しましたように、指針がありません。性能照査型設計手法さえないということなので、どうやってその開発したものが安全であることを担保するのか、具体的に教えてください。以上です。

片谷委員長

今の御指摘に対しては、事業者さんから御回答いただけることがありますか。

事業者  
中村

今すぐ即答できることがないので、持ち帰らせていただいて、お答えできるようにしてきたいと思います。

片谷委員長

時間的にも厳しい状況ではありますが、事務局、これは持ち帰ってもやむを得ないですね。では、次回までというか、できるだけ早く回答を事務局に寄せていただくようにお願いします。

山室委員、持ち帰りということですので、よろしいですね。

山室委員

御存じのように、笹子トンネル事故では天井のコンクリート板が落下して9名も亡くなっています。地震でトンネルがずれたら同様の事故が起こりかねませんから、本当に安全第一でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

片谷委員長

では、今の追加の御発言も含めて、次回までに御回答をお願いいたします。富樫委員、どのようにまとめるかは全てお任せしますので、適宜御判断いただいて、御発言ください。

富樫委員

意見に対する具体的な回答がまだあまりいただけてないので、大掴みに私からの意見をまとめてみたいと思います。

まず、一番最初のNo. 6の意見、住民意見と事業者の見解がかみ合っていないということについては、今の山室委員の指摘への回答もそうだと思いますが、事業者の事後回答では「有用な環境情報を事業計画等に反映していくことを目的に述べさせていただいたもの」ということですが、出された疑問や心配といったものにちゃんと向き合った回答になっていないのではないかと私としては感じております。「反映していくことを目的に」と書いてありますが、まずは聞かれたこと、あるいは意見として出されたことに対して真摯に向き合って、その方が納得のいくような回答になるように、ぜひ努力をしていただきたいというのが私の意見です。

それから、地下水に関して、今後の実施段階で様々な詳細な調査を行うという回答なんですけれども、No. 17の不確実性があるので設計段階では安全側に努めるようにお願いしたいという意見に対して、「予測評価について不足はないと考えています」と、事業者側として十分な調査を行って予測評価を行っているという表明ですが、本当にそうなのかということの説明を求めているのがこの審議会です。そうであるならば、納得できるように説明してくださいということを再三お願いしております。私としては、結構いろいろなところで納得できないことが多くあるというのが現状です。

No. 62の意見は、既に事務局に議事録の訂正をお願いしていますが、途中にある私の意見で「今のところ、酒蔵の湧水に関しては、深層地下水が全く考慮されず」とありますが、これは深層ではなくて山地の間違いです。このとき言い間違えたのかもしれませんが、山地地下水が考慮されないで、伏流水と深層の温泉水といったものの混合

で考えられているということなんですけれども、鈴木委員も言われていましたように、山地地下水が途中から混じり込んできている可能性は十分にあるんじゃないかというのは、私も同様に考えております。

それに関連して、準備書11-6-52ページにおいて、今までも出てきておりますが、各地下水の特徴ということで、予測評価の説明の中でも非常に大きなウエイトを占めている地下水の区分があります。山地深層地下水と山地地下水と山裾地下水、そのほかに角間川の伏流水とか温泉水というような区分がされておりますが、これらの区分は、実際は、水理地質学的に帯水層区分が行われて初めて意味を持つものであって、これはあくまで浅い地下水、深い地下水というような非常に概念的な捉え方でしかなく、実証性がありません。

なぜかという、浅い地下水も深く入り込めば深層地下水になっていきますし、深層地下水も、例えば断層で遮られて湧き上がってくれば浅いところに出てくるわけです。それがどのように混じり合っているか、混じり合っていないかというところが問題であって、そこを飛ばして、水質が違うとか違わないとか、そういうところで影響がある・ない、あるいは高橋の方法の集水域から離れているから影響がないとか。その程度の検討では、この予測評価はまだまだ実証性に乏しいと思っております。そのところが、資料2のNo.17の意見で不確実性があるので安全側の設計に努めてほしいというのが、私の意見として付け加えたところになります。

今後の実施段階で詳しい調査を行うということなんですけれども、この中に、ぜひ地下水流動シミュレーションを入れていただきたい。それが無い限り、ここにトンネルを通した場合に、どのように影響するかということは具体的な話になってきません。そこがないと、いつまでも実態が見えてこないと思いますので、ぜひそのことを盛り込んでいただきたいという意見にまとめさせていただきたいと思います。以上です。

片谷委員長

色が着いている項目がたくさんあるのを集約して意見を発言していただきました。今日の段階で事業者さんからコメントされることがありましたらお願いします。

コンサルタント  
渡辺

回答になっているかという話はあるのですけれども、まず、御指摘いただいた件については真摯に受け止めたいと思いますが、我々としては、準備書段階で行う調査におきましては、保全対象を明確にし、それぞれについて影響の調査・予測・評価を行って、それを準備書として記載させていただいています。我々としては、それについての不足はないというのが、まずの認識です。

ただ、調査していないところがあるというのは当然でありますので、全ての箇所を漏れなく調査しているというわけではございませんので、事業実施段階できっちりと調査させていただくということについては、見解にも記載させていただいているとおりです。

今後の調査の中でシミュレーションという表現を入れていただきたいという御指摘がありましたけれども、恐らくになりますが、シミュレーションは当然やっていくものではあると思いますが、まずはやはり実態の把握というところですね。今の状態でシミュレーションをやったところで、私は絵に描いた餅でしかないと思います。活断層についても文献情報でしかありませんので、文献で示されていない断層が今後出てくるということも十分想定されます。そういったものをきっちりと調査した上で、やはりシミュレーションを用いた定量的な評価というのは、十分に予測評価、対策検討の手法の一策にはなると思っております。

この準備書なり評価書の中で、「シミュレーション」という言葉、数値解析になりますが、それを明確に入れるかということについては、ちょっと協議させていただきたいんですけれども、十分あり得る話ではあると思っています。

片谷委員長

富樫委員、何か追加で御発言はありますか。

富樫委員

今言われたように、今の段階でシミュレーションをしても絵に描いた餅というのは全くおっしゃるとおりです。私が言いたいのは、意味あるシミュレーションが行えるようなしっかりした調査を行っていただきたいということです。それは専門的な見地からすれば当然のことなんですけれども、シミュレーションをやれば良いというわけではなくて、実態を反映したシミュレーションをできるように、それなりの調査を行って進めていただきたい。

ただ、この技術委員会で扱えるのは評価書段階までですので、どういう調査を行って、どういうシミュレーションを行って、どういう結果が得られたかということなどをどのように受け止めれば良いかというか、技術委員会でそれを報告していただける機会があるのかどうか、そういうところはまだ分かりませんが、今の段階では、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

片谷委員長

事業者さんとしては前向きな姿勢は見せていただいておりますが、富樫委員の指摘を伺うと、まだ中身が十分伴っていないという趣旨の御発言ですので、今後評価書への記載、もしくは事業実施段階での調査やシミュレーションに関して、どういう方針でやられるのかということについては、少なくとも評価書には方針までは書いていただきたい点です。実際にそれを実行された後の確認をどうするのかということは、技術委員会側の検討事項になりますが、まだ不確実な事項がたくさんあるという指摘が出ている段階ですので、今後知事意見をまとめる段階で技術委員会の中で検討することになるかと思えます。

事務局、その判断でよろしいですか。

事務局  
中島

スケジュール的には、前回お話ししたとおり、今回と次回2月の技術委員会で技術委員会意見案をまとめていただくことになると思います。ですので、十分なデータが揃っていないと御判断されている項目につきましては、そういったことを前提とした技術委員会意見を準備書に対して述べていくことになるかと思えます。

手続上、評価書が出ますと事業着手ができますが、不確実性のある部分につきましては事後調査を行うこともあり、事後調査の結果等につきましては技術委員会でも御覧いただくことができます。それが地下水について議論されている事業実施段階での調査の全てに当てはまるかどうかは、今後事業者とも詰めていく部分になりますが、評価書が出た以降全くノータッチということではありません。事後調査という範囲内ではありますが、技術委員会の皆様にも関与いただく部分はあるかと思えます。

片谷委員長

今、事務局から説明がありましたけれども、事業者さんにももちろんしっかりやっていただきたいということは申し上げる一方で、委員会として何が出来るかということも、今後しっかり考えていかなければならないと思います。

次回、その辺も少し審議したいと思いますが、この案件に時間はとれますか。

事務局  
中島

時間的には、会場と委員の皆様のお予定を午前中から確保いただいておりますので、それなりの時間をこの諏訪バイパス事業について充てられると考えております。

片谷委員長

こちらとしても、事業者さんにどういうことをやっていただくのか、それに対してこちらがどう対応するのかということも含めた審議をする必要があると思いますので、時間は結構かかるという想定で準備をしてください。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

これは具体的な話ではないんですが、たびたび申し上げているのは、影響がないという証明はなかなか難しいということをお理解いただきたいということです。影響が

ないという証明をするには、本当にほとんどの委員の皆さんが納得できる、もちろん地元の皆さんも納得できるということで、それはかなり難しいので、影響はあるかもしれないけれども、それに対してはどう対応するかということ、常に念頭に置きながらやっていただきたいということです。

安易に今までのデータを使って影響はないという記載はおやめいただきたいということです。よろしくをお願いします。

片谷委員長

これも事業者さんに対する要望というかアドバイスといった趣旨の御発言ですので、受け止めていただきたいと思います。

確かに「ない」ということを証明するのは極めて困難な話で、特に生物などはそうですね。いないということを証明するのはほとんど不可能な世界だと思いますので、地面の下は生物ではありませんが、影響がないということ、証明するのは非常に難しいというか、ほとんど不可能に近いと思いますので、影響が出たらどうするかということを示していただく方が、ずっと現実的な対応だと私も思います。

その辺は、事業者さんのバックには優秀なコンサルタント会社さんがついていますので、もし影響が出た場合にはこういう方法をとるとということまで含めた内容を評価書に盛り込んでいただきたいということ、を申し上げておきたいと思います。

では、この資料2について、ひととおり御意見をいただきました。ほかの委員の皆様からこの資料2に関連する御発言があらうかと思っておりますので、伺います。いかがでしょうか。

今のところは御発言の希望は出ていませんが、先ほど山室委員が指摘されたことに関して、できれば事業者さんの御見解を伺いたいところがあります。

山室委員が笹子トンネルの事故を引用されていましたが、あの事故とはおそらく原因が異なるとは思いますが、トンネルで事故が起こると人命に即関わるという趣旨で引用されたんだと思います。

国交省さんですので、たくさん道路トンネルには関わられているし、コンサルタント会社の皆さんもトンネルを含む工事の実績をたくさんお持ちだと思うんですが、やはりその文献に書かれているような、活断層による影響を明確にする方法はまだないという認識は共有されているということでしょうか。

コンサルタント  
渡辺

私はトンネルの専門家ではないんですけれども、ヒアリングはしております。まず断層に関しては、ずれることと揺れることと二つの影響があると思っています。揺れることによる対処の方法は設計手法としてありますが、1m、2m、断層とトンネルが垂直に通っていた場合に、ずれて真っすぐ走れなくなるような行為に対しての設計手法は、今の時点ではありません。

日本において、約1万本のトンネルがあるらしいのですが、ずれる行為で直接的に被害を受けたのは、丹那トンネルのみです。丹那トンネルもずれてはいましたが、トンネルはつぶれてはいません。ずれたところを広げて修復して通れるようにしているということです。

1万本のトンネルの中でも、山岳トンネルは岩盤の中を通りますので、揺れに対して非常に強い構造物であるという認識で具体的な設計手法はなかったということでしたが、中越地震において一部コンクリートの落盤等があったということで、その後検討が進んでいて、近々そういった技術指針が出るという話は聞いておるところですが、ずれるという行為に対しての設計手法はないと理解しております。

片谷委員長

ありがとうございました。

山室委員、今エイトさんから御説明がありましたけれども、これは山室委員の認識と合っていますか。

山室委員

はい、富樫委員なども再三指摘したように、ここはずれているんですね。糸魚川 - 静岡構造線断層帯で諏訪湖も断層の活動があるために埋まらないという地域です。ずれが確実に起こるということを踏まえると、今御指摘のように、ずれに対する安全性の指針がないということは問題だと思って指摘させていただきました。ですので、今の解説で結構です。

片谷委員長

これは、この案件の審議の範囲を超えるかもしれませんが、国交省さんにぜひ今後対応していただきたいと、個人的にはそういう感覚を持っています。これは委員会としてではなく、一委員としての感想めいた発言になりますが、そういう不確実な部分を減らしていくことは、たぶん国交省さん以外にできない話だと思います。もちろん長野国道事務所だけでできる仕事ではないのですが、そういう希望を持っているということを、感想として申し上げたいと思います。

ほかの委員の皆様から、この案件について今日の時点で御発言いただくことはありますか。

欠席の委員から何か御意見は届いていますか。

事務局  
中島

特に頂戴しておりません。

片谷委員長

では、この案件に関する審議は、本日はここまでとさせていただきます。また持ち帰りの検討事項が残ってしまいましたので、お忙しい時期だとは思いますが、事業者さんには早急な御回答をお願いしたいと思います。

この案件の審議は、本日はこれで終了させていただきますので、事業者の皆様方、ありがとうございました。次回もう1回審議がありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議事(3)その他として、冒頭で事務局から説明がありましたとおり、法改正に伴い条例改正が必要になった事項があるということです。

事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島

議事(3)その他として、報告事項になりますが、長野県環境影響評価条例の改正案について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

今回の条例改正は、さきほど委員長からも御発言がありましたように、地球温暖化対策の推進に関する法律が昨年6月2日に一部改正され、その中で環境影響評価法の特例が設けられたことが背景にあります。

温対法の主な改正内容は、資料3の1の(1)に記載の3点です。イにありますように、地域の再エネを活用した脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度が創設されました。その制度の具体的な内容は、資料3の1の(2)のAに記載のとおりです。図も示してありますが、地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者がその実施に関する地域脱炭素化促進事業計画を策定し、この計画が市町村の地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができるという制度です。

同(2)のイにありますとおり、認定を受けた事業については、環境影響評価法に基づく配慮書手続を省略するという特例が適用されることとなります。再エネの促進ということで、対象となる事業は、太陽光発電事業などの再生可能エネルギーを利用した事業ということになります。

資料3の2を御覧ください。なぜアセス条例もアセス法に合わせて一部改正するのかということですが、記載のとおり、温対法の一部改正に合わせて、事業者が市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う太陽光発電所、中小水力発電所等の整備については、法と同様に配慮書手続を要しないものになりたいというこ

とです。法アセスは、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある大規模な事業を対象としておりまして、県条例では、法対象よりも規模は小さいですが環境への影響が大きいものを対象にして、法と条例の一体的な運用ということで、アセス制度を今まで進めてまいりました。

従って、改正温対法の施行日以降に、法アセス対象規模未満のアセス条例対象事業について配慮書手続が省略できないということは、バランスを欠くということで、アセス条例につきましても、市町村に認定された事業は配慮書手続を省略するように条例を改正したいという内容です。

こちらの内容については、2月の県議会へ上程する予定です。

説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございます。

委員の皆様から御質問、御意見等がありますでしょうか。これは報告事項なのでもう県議会に出ることが決まっている件ですから、御意見をいただいても反映できないのはあるんですけども、御質問がありましたら承ります。

梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

この件は環境審議会でも議論しているところですが、国の方針がまだはっきりしないということで、促進区域をどうするかということが議論になっています。

一見しますと、再生可能エネルギーを広めるためにその事業を推進する方向のように読み取れますが、長野県の場合は、日本の中でも森林を多く有する山岳県ですので、森林を開発する場合には、森林のCO<sub>2</sub>を削減する効果とのトレードオフみたいなものもしっかり議論しなければいけないと思っています。

配慮書手続を省略することで自然環境へ影響を及ぼすことがないように議論していただきたいということをここで申し上げておきます。

片谷委員長

ありがとうございます。

私も風力や太陽光を法アセスでどう扱うかという環境省の検討会に関わっていますが、やはり単なる緩和にならないようにという話は多々出てきます。それは今梅崎委員がおっしゃったとおりのことで、緩和してどんどん森林を切ったら何の意味もなくなるということがあります。

それは今後も長野県のこの委員会でも意識しておかなければならないと思います。配慮書手続がなくなったらいくらでも事業をやっているというわけではありませんので、そこは方法書以降の手続でしっかりチェックしていくということです。

富樫委員、どうぞ。

富樫委員

この件については詳しく知りませんが、市町村が認定することになっていますが、実際に市町村の誰がどうやって認定するのか、市町村に認定する人材が不足しているような場合に例えば県に支援してもらえるのか、そのあたりの体制は整っているのでしょうか。

事務局  
中島

資料3の図にゴシックで促進区域と記載しておりまして、何でもよいというわけではなく、まず促進区域を市町村が国や県の基準に従って設定します。この促進区域の中で整備する事業について、それが市町村の実行計画に適合するかどうか認定を受けるという2段階構えになっています。

先ほど梅崎委員からもお話がありましたが、促進区域はこれから検討をしていきます。まず国がこういうところは全国一律で促進区域に入れるべきではないだろうというエリアを示し、それぞれの都道府県の地域特性といいますか、長野県であれば森林県ということ踏まえ、県独自で基準を設定することができる規定になっています。

配慮書手続を省略するに当たっては、この県の基準が必須になっています。県の基準がなくて国の基準だけで市町村が促進区域を設定しても、配慮書手続は省略できません。ですので、一定の関与はできます。

県としては、再エネの推進という立場もありまして、再エネを推進するに当たっての事業者の負担や、富樫委員がおっしゃった市町村の業務の負担について、どういふサポートができるのか、それ以前に促進区域について県としてどういふ基準を設けるのかということ、国の省令もようやくパブリックコメントが始まったところで、これから具体的な議論を始めるところです。

温対法の施行日が4月1日ですので、その4月1日に足並みを揃えて条例も改正しておこうという趣旨です。

省略される可能性のあるアセス手続を担う立場として、我々も促進区域をどうしていくのかという検討に関わっていますので、頂いた御意見は担当部署へも伝えたいと思います。

富樫委員

ありがとうございます。市町村によって事情は違うと思いますが、例えば太陽光発電に伴って危惧されるような虫食い状の開発をいかに阻止しようと頭を悩ませている市町村もあります。せっかく無理な開発から守ろうとしているところが水を差されるようなことにならないように、ぜひお願いしたいと思います。

片谷委員長

ほかに何か御質問等御発言はありますか。  
特に御発言がないようですので、議事(3)はここまでとさせていただきます。  
最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局  
中島

今後の審議予定ですが、次回の技術委員会の日程調整に御協力いただき、2月17日(木)に県庁で開催したいと存じます。  
開催時間等が決まり次第御連絡いたしますので、御多用のところ恐縮ですが、御対応お願い申し上げます。  
本日審議いただきました2つの事業については、技術委員会意見のとりまとめを次回の技術委員会で予定していますので、追加の御意見等の期限は1月20日(木)ですが、お気づきの点があれば早めに事務局までお寄せいただくようお願いいたします。  
以上です。

片谷委員長

2月の技術委員会は長丁場になりそうな予感がしますので、委員の皆様方、御協力をお願いいたします。  
何か今日のうちに発言しておきたいことがあれば承ります。よろしいでしょうか。  
では、特に御発言がないようですので、事務局へお返しします。

事務局  
伊東

これもちまして、本日の技術委員会を終了します。  
ありがとうございました。